

掛川市告示第 15 号

掛川市税条例（平成 17 年掛川市条例第 72 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び掛川市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、個人市県民税の申告期限について、その期限を令和 3 年 4 月 15 日とする。

令和 3 年 2 月 19 日

掛川市長 松 井 三 郎